

鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

鈴鹿市長 末松 則子

### 鈴鹿市規則第10号

鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（令和7年鈴鹿市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前											
別表第3（第5条関係） 委員会等の職員に補助執行させる事務		別表第3（第5条関係） 委員会等の職員に補助執行させる事務											
<table border="1"><thead><tr><th>職員</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員</td><td>(1)～(4) 略 <u>(5) 教育財産の用途を廃止した学校施設の管理に関すること。</u> (6)～(11) 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	職員	事務	教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	(1)～(4) 略 <u>(5) 教育財産の用途を廃止した学校施設の管理に関すること。</u> (6)～(11) 略	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>職員</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員</td><td>(1)～(4) 略 <u>(5)～(10) 略</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	職員	事務	教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	(1)～(4) 略 <u>(5)～(10) 略</u>	略	略
職員	事務												
教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	(1)～(4) 略 <u>(5) 教育財産の用途を廃止した学校施設の管理に関すること。</u> (6)～(11) 略												
略	略												
職員	事務												
教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	(1)～(4) 略 <u>(5)～(10) 略</u>												
略	略												

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。